

【新旧対照表】「個人情報保護指針」

旧	新	根拠法令等
第1条～第16条(略)	第1条～第16条(同左)	
(外国にある第三者への提供の制限) 第17条 第1項～第8項(略)	(外国にある第三者への提供の制限) 第17条 第1項～第8項(同左)	
<p>(特則-第17条関係) 外国にある第三者提供の制限についての特則 EU又は英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人データを外国にある第三者へ提供するに当たっては、保護法第28条に従い、次の①から③のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を得ることとする。</p> <p>① 当該第三者が、個人の権利利益の保護に関して、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として施行規則で定める国にある場合</p> <p>② 協会員と個人データの提供を受ける第三者との間で、当該第三者による個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法(契約、その他の形式の拘束力のある取決め又は企業グループにおける拘束力のある取扱い)により、EU等補完的ルールを含め保護法と同等水準の個人情報の保護に関する措置を連携して実施している場合</p> <p>③ 保護法第27条第1項各号に該当する場合</p>	<p>(特則-第17条関係) 外国にある第三者提供の制限についての特則 EU又は英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人データを外国にある第三者へ提供するに当たっては、保護法第28条に従い、次の①から③のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を得ることとする。</p> <p>① 当該第三者が、個人の権利利益の保護に関して、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として施行規則で定める国にある場合</p> <p>② 協会員と個人データの提供を受ける第三者との間で、当該第三者による個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法(契約、その他の形式の拘束力のある取決め又は企業グループにおける拘束力のある取扱い)により、EU等補完的ルールを含め保護法と同等水準の個人情報の保護に関する措置を連携して実施している場合</p> <p>③ 保護法第27条第1項各号に該当する場合</p>	
<p>(解説) (1)、(2) (略) (3) 「我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として施行規則で定める国」について(第1項第1号) 以下のいずれにも該当する国として個人情報保護委員会が定めた国がこれに該当する。</p> <p>① 保護法における個人情報取扱事業者に関する規定に相当する法令その他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されていると認めるに足りる状況にあること</p> <p>② 個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在しており、かつ、当該外国執行当局において必要かつ適切な監督を行うための体制が確保されていること</p> <p>③ 我が国との間において、個人情報の適正かつ効果的な活用と個人の権利利益の保護に関する相互理解に基づく</p>	<p>(解説) (1)、(2) (同左) (3) 「我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として施行規則で定める国」について(第1項第1号) 以下のいずれにも該当する国として個人情報保護委員会が定めた国がこれに該当する。</p> <p>① 保護法第4章又は第5章の規定に相当する法令その他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されていると認めるに足りる状況にあること</p> <p>② 個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在しており、かつ、当該外国執行当局において必要かつ適切な監督又は監視を行うための体制が確保されていること</p> <p>③ 我が国との間において、個人情報の適正かつ効果的な活用と個人の権利利益の保護に関する相互理解に基づく</p>	<p>保護法施行規則第15条第1号</p> <p>保護法施行規則第15条第2号</p>

【新旧対照表】「個人情報保護指針」

旧	新	根拠法令等
<p>連携及び協力が可能であると認められるものであること</p> <p>④ 個人情報の保護のために必要な範囲を超えて国際的な個人データの移転を制限することなく、かつ、我が国との間において、個人情報の保護を図りつつ、相互に円滑な個人データの移転を図ることが可能であると認められるものであること</p> <p>⑤ ①から④までに定めるもののほか、当該外国を本条の規定による外国として定めることが、我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること</p> <p>(注) 「我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として施行規則で定める国」は、EU及び英国が該当する(ここでいうEUとは、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等」(平成31年個人情報保護委員会告示第1号)に定める国を指す(ただし、英国は含まない。))。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>連携及び協力が可能であると認められるものであること</p> <p>④ 個人情報の保護のために必要な範囲を超えて国際的な個人データの移転を制限することなく、かつ、我が国との間において、個人情報の保護を図りつつ、相互に円滑な個人データの移転を図ることが可能であると認められるものであること</p> <p>⑤ ①から④までに定めるもののほか、当該外国を本条の規定による外国として定めることが、<u>我が国における行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、又は我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること</u></p> <p>(注) 「我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として施行規則で定める国」は、EU及び英国が該当する(ここでいうEUとは、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等」(平成31年個人情報保護委員会告示第1号)に定める国を指す(ただし、英国は含まない。))。</p> <p>(4) (同左)</p>	<p>保護法施行規則第15条第5号</p>
<p>第18条～第25条 (略)</p>	<p>第18条～第25条 (同左)</p>	
<p>(開示等の請求等に応じる手続)</p> <p>第26条</p> <p>第1項～第4項 (略)</p>	<p>(開示等の請求等に応じる手続)</p> <p>第26条</p> <p>第1項～第4項 (同左)</p>	
<p>(解説)</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 「本人確認方法」の具体例(第1項第(3)号)</p> <p>犯罪収益移転防止法の規定に基づく確認手続き又は同レベルの手続など、十分かつ適切な確認手続を定めるものとする。なお、確認の方法としては、次のような事例が考えられるが、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等</p>	<p>(解説)</p> <p>(1)～(4) 同左</p> <p>(5) 「本人確認方法」の具体例(第1項第(3)号)</p> <p>犯罪収益移転防止法の規定に基づく確認手続き又は同レベルの手続など、十分かつ適切な確認手続を定めるものとする。なお、確認の方法としては、次のような事例が考えられるが、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等</p>	

【新旧対照表】「個人情報保護指針」

旧	新	根拠法令等
<p>の請求等の受付方法等に応じて、適切なものでなければならず、本人確認のために協会が保有している個人データに比して必要以上に多くの情報を求めないようにするなど、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなくてはならない。なお、代理人による来所や送付等の場合にあつては、確認書類として、本人及び代理人についての次の事例に示す書類等のほか、代理人について、代理権を与える旨の委任状（親権者が未成年者の法定代理人であることを示す場合は、本人及び代理人が共に記載され、その続柄が示された戸籍謄抄本、住民票の写し。また、成年後見人が成年被後見人の法定代理人であることを示す場合は、登記事項証明書）が考えられる。</p> <p>事例 1) 来所の場合：運転免許証、健康保険の<u>被保険者証</u>、個人番号カード（マイナンバーカード）表面、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明、年金手帳、印鑑証明書と実印</p> <p>事例 2) オンラインの場合：あらかじめ本人が協会員に対して登録済みのIDとパスワード、公的個人認証による電子署名</p> <p>事例 3) 電話の場合：あらかじめ本人が協会員に対して登録済みの登録情報（生年月日等）、コールバック</p> <p>事例 4) 送付（郵送、FAX等）の場合：運転免許証や健康保険の<u>被保険者証等</u>の公的証明書のコピーの送付を顧客等から受け、当該公的証明書のコピーに記載された顧客等の住所に宛てて文書を書留郵便により送付</p> <p>(6)～(9) 略</p>	<p>の請求等の受付方法等に応じて、適切なものでなければならず、本人確認のために協会が保有している個人データに比して必要以上に多くの情報を求めないようにするなど、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなくてはならない。なお、代理人による来所や送付等の場合にあつては、確認書類として、本人及び代理人についての次の事例に示す書類等のほか、代理人について、代理権を与える旨の委任状（親権者が未成年者の法定代理人であることを示す場合は、本人及び代理人が共に記載され、その続柄が示された戸籍謄抄本、住民票の写し。また、成年後見人が成年被後見人の法定代理人であることを示す場合は、登記事項証明書）が考えられる。</p> <p>事例 1) 来所の場合：運転免許証、健康保険の<u>資格確認書</u>、個人番号カード（マイナンバーカード）表面、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明、年金手帳、印鑑証明書と実印</p> <p>事例 2) オンラインの場合：あらかじめ本人が協会員に対して登録済みのIDとパスワード、公的個人認証による電子署名</p> <p>事例 3) 電話の場合：あらかじめ本人が協会員に対して登録済みの登録情報（生年月日等）、コールバック</p> <p>事例 4) 送付（郵送、FAX等）の場合：運転免許証や健康保険の<u>資格確認書等</u>の公的証明書のコピーの送付を顧客等から受け、当該公的証明書のコピーに記載された顧客等の住所に宛てて文書を書留郵便により送付</p> <p>(6)～(9) 同左</p>	<p>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編） 3-8-7(4)（※2）</p>

【新旧対照表】「個人情報保護指針」

旧	新	根拠法令等
(参照条文：保護法 37 条、施行令 12 条、13 条、通則ガイドライン 3-8-7、金融分野ガイドライン 18 条)	(参照条文：保護法 37 条、施行令 12 条、13 条、通則ガイドライン 3-8-7、金融分野ガイドライン 18 条)	
第27条～第31条 (略)	第27条～第31条 (同左)	
(新設) 附則 (略)	附則 (同左) 附則 <u>この改正は、令和7年3月10日から施行する。</u> <u>(注) 改正条項は、次のとおりである。</u> 第17条、第26条 <u>を改正する。</u>	